

「議員年金問題」についての新たな方針

〔平成 21 年 12 月 2 日
町村議会の制度・運営に関する検討委員会〕

近年、地方議会議員に求められる責任・役割がますます増大する中、地方自治の根幹を支える地方議会議員が安心して議員活動に邁進するためには、議員退職後の生活を保障する地方議会議員年金制度の維持存続は不可欠である。

全国町村議会議長会は、このたびの年金制度の危機的状況を打開するに当たり、全国の町村議会の議長の意向を踏まえ、制度の存続と年金財政の長期安定化のため、国の地方議会議員年金制度検討会が提示した見直しB案(市町村合併の影響による財源不足に対しては、激変緩和負担金を3倍以上に強化して対応することとし、市町村合併以外の原因による財源不足に対しては、「公費負担：議員負担 = 4 : 6」となるよう、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直す案)を基本として、以下の点について要請を行うものとする。

- 1 財源不足に対する市町村合併の影響分のうち未措置の部分については、全額激変緩和負担金として公費で措置すること。
- 2 激変緩和負担金を除く公費負担を議員負担と同水準まで引き上げること。
- 3 現職議員については、過度の負担を強いることのないよう制度設計すること。
- 4 共済制度との一元化や総報酬制の導入等、制度の抜本的な見直しについて引続き検討を行うこと。